

「アメリカ合衆国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則」（平成6年8月22日付け 8 農蚕第5026号農蚕園芸局長通達）一部改正
新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第25のアメリカ合衆国産のゴールデンデリシャス種及びレッドデリシャス種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第354号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 生産地域 （1）告示1のアメリカ合衆国植物防疫機関（以下「US機関」という。）が、適切な時期に火傷病の発生の有無に関する調査が行われている地区として指定した地域（以下「指定地域」という。）は、次のそれぞれの条件を満足している無病地区及び緩衝地区からなる地域とする。 4 こん包及びこん包場所 （1）こん包 <u>告示6の（1）のこん包には過去に使用されていないこん包及び包装材料を使用するものとし、通気孔を設ける場合には、次のいずれかの条件を満たしているものとする。</u>	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の4の項のアメリカ合衆国産のゴールデンデリシャス種及びレッドデリシャス種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年8月22日農林水産省告示第1184号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 生産地域 （1）告示1のアメリカ合衆国植物防疫機関（以下「US機関」という。）が指定した地域（以下「指定地域」という。）は、次のそれぞれの条件を満足している無病地区及び緩衝地区からなる地域とする。 4 こん包及びこん包場所 （1）こん包 <u>ア こん包は通気孔のない箱を使用するか、通気孔を設けた箱を使用する場合には、当該箱に収容する前に当該生果実をポリエチレン製のこん包材料で包み込み、又はその通気孔に網</u>

改 正 後	現 行
<u>ア コン包に収納する前に生果実をポリエチレン製の包装材料で包み込んでいること。</u> <u>イ 通気孔に網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限り。）が張られているものを使用すること。</u> <u>ウ コン包又は束ねたコン包全体を網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限り。）で覆うこと。</u> （2）コン包場所 告示6の（2）のコン包場所は、ワシントン州又はオレゴン州内にあり、かつ、次の条件を満たしているものとする。 6 検査及び消毒の確認 （1）告示5の消毒の確認は、次により、原則としてUS機関と共同して、行うものとする。 ア ↳〔略〕 イ ウ 殺菌消毒 <u>（ア）次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度100ppm以上）に1分間以上浸漬されたことを確認すること。</u> <u>（イ）処理中、随時塩素濃度が100ppm以上であることを確認す</u>	<u>（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限り。）が張られているものを使用するものとする。</u> <u>イ コン包には、過去に使用されていない箱及びコン包材料を使用するものとする。</u> （2）コン包場所 告示5の（2）のコン包場所は、ワシントン州又はオレゴン州内にあり、かつ、次の条件を満たしているものとする。 6 検査及び消毒の確認 （1）告示3の（3）の消毒の確認は、次により、原則としてUS機関と共同して、行うものとする。 ア ↳〔略〕 イ

改 正 後	現 行
<u>ること。</u> (2) <u>告示5</u>の検査の確認は、US機関と共同して次により行うものとする。 ア 生果実が、指定地域のうち、無病地区で<u>生産されたものであることを確認すること。</u> イ 生果実のこん包数の5パーセント以上について、US機関が行う検査に立ち会い、<u>検疫有害動植物（特にコドリング及び火傷病菌のほか、アメリカリンゴコシンクイ）が付着していないことを確認すること。</u> (3) (2)の確認の結果、コドリング、<u>火傷病菌又はアメリカリンゴコシンクイ</u>が発見された場合には、それが付着した原因についてはUS機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の<u>告示5</u>の消毒の確認を<u>行わないものとする。</u> (4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと並びに(2)により<u>検疫有害動植物</u>が付着していないことを確認したときは、<u>植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印</u>	(2) <u>告示3の(3)</u>の検査の確認は、US機関と共同して次により行うものとする。 ア 生果実が、指定地域のうち、無病地区で<u>生産されたものであり、かつ、告示4の(1)のくん蒸の実施後、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度 100 ppm以上）に1分間以上浸漬することによる火傷病菌に対する表面殺菌が行われたものであることを確認すること。</u> イ 生果実のこん包数の5パーセント以上について、US機関が行う検査に立ち会い、<u>有害動物及び有害植物（特にコドリングのほか、アメリカリンゴコシンクイ及び火傷病菌）が付着していないことを確認すること。</u> (3) (2)の確認の結果、コドリング、<u>アメリカリンゴコシンクイ又は火傷病菌</u>が発見された場合には、それが付着した原因についてはUS機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の<u>告示3の(3)</u>の消毒の確認を<u>行なわないものとする。</u> (4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと並びに(2)により<u>有害動物及び有害植物</u>が付着していないことを確認したときは、<u>次の様式により、植物検疫証明書の裏</u>

改 正 後

するものとする。

〔削る〕

（５）（４）の植物防疫官による氏名の記入及び押印がなされた植物検査証明書の荷口を保管後に分割して輸出する必要が生じた場合には、分割された荷口ごとに植物検査証明書を発給し、かつ、当該証明書に（４）の証明書又はその写し及び日本向け輸出明細書を添付する。

8 表示

告示 7 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包

現 行

面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	↑ 3センチメートル ↓
消毒確認 年 月 日		
検査確認 年 月 日		
← 10センチメートル →		

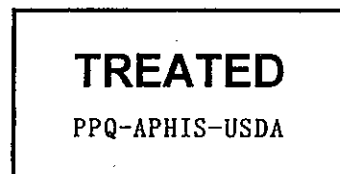
8 表示

告示 6 のこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとし

改正後

又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで表示させるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示

ア FOR イ
JAPAN FOR JAPAN

9 輸入検査

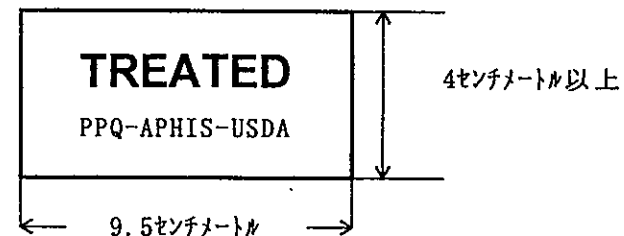
(1) [略]

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封

現行

る。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示

FOR
JAPAN 11センチメートル以上又は FOR JAPAN 5センチメートル以上
← → ←14センチ→
8.5センチメートル以上 メートル以上

9 輸入検査

(1) [略]

(2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包に告示5の

改 正 後	現 行
封印がなされていない場合若しくは<u>告示 7</u>の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 〔略〕	<u>(3)</u>の封印がなされていない場合若しくは<u>告示 6</u>の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 〔略〕